

OEM契約書

書式サンプル

OEM契約書

〇〇株式会社（以下甲という）と△△株式会社（以下乙という）とは、乙の製造にかかる金属チューブのOEM取引に関し、次のとおり契約を締結した。

第1条（定義）

本契約において、本製品とは、甲が甲の需要家である〇〇向けに販売する金属チューブで、甲が事前に乙の同意を得て作成する仕様に基づき乙が製造するものをいう。

第2条（目的）

- ① 甲は、本製品の製造を乙に委託し、完成した本製品を乙より買い取るものとする。
- ② 乙は、甲より受託し製造した本製品に、甲の指定した甲の商標を付して、甲に納入するものとする。

第3条（仕様）

- ① 本製品の仕様は、事前に乙の同意を得たうえで甲が作成し、甲はその仕様書を乙に交付するものとする。
- ② 本製品の仕様に変更の必要が生じたときは、甲は、乙と協議のうえ、仕様を変更することができる。

第4条（発注）

- ① 甲は、乙に対し、毎月20日までに、翌月乙より購入する本製品を発注するものとする。
- ② 甲は、すでになした本製品の発注を取り消さないものとする。ただし乙の承諾を得た場合は、この限りでない。

第5条（納入）

- ① 乙は、甲より受託した本製品を、甲の指定期日に、甲の指定する場所に納入するものとする。
- ② 甲より受託した本製品を、甲の指定期日または指定場所に納入できない事態が生じたときは、乙は、直ちにその旨を甲に通知し、甲の指示に従うとともに、これにより甲が蒙った損害を賠償するものとする。

第6条（支払方法）

本製品の売買代金およびその支払方法は、甲乙協議のうえ別に定める。

第7条（保証）

- ① 乙は、甲に納入する本製品について、第3条に定める仕様書に基づき十分な検査を行い、何等の瑕疵のないことを保証する。
- ② 甲は、乙より納入された本製品について、直ちに第3条の仕様書に基づき受入検査を実施するものとし、不合格となったものがあるときは、乙に対し、直ちに代品の納入を求め、これによって蒙った損害の賠償を請求することができる。
- ③ 前項の受入検査後1年以内に、本製品に瑕疵が発見されたときは、乙は、瑕疵の修補、代金の返還その他甲の指示に従うこととし、その瑕疵によって甲が蒙った損害を賠償しなければならない。ただし、その瑕疵が乙の責に基づかない場合はこの限りでない。

第8条（所有権および危険負担）

本製品の所有権および危険負担は、乙が本製品を甲に納入し、甲の行う受入検査に合格したときに、乙より甲に移転するものとする。

第9条（商標）

乙は、甲に納入する本製品以外の製品に甲の商標を付し、または使用してはならない。

第10条（競合禁止）

- ① 甲は、乙以外の者から本製品を購入しないものとする。ただし、事前に乙の書面による同意を得た場合は、この限りでない。
- ② 乙は、甲以外の者に、本製品またはその類似製品を販売してはならない。ただし事前に甲の書面による同意を得た場合は、この限りでない。

第11条（第三者の権利侵害）

乙は、本製品が、第三者の工業所有権その他の権利を侵害しないことを保証し、第三者との間に紛争が生じたときは乙の責任において解決にあたり、甲に一切の迷惑を及ぼさず、また甲が損害を蒙ったときは、その損害を賠償するものとする。

第12条（秘密保持）

甲および乙は、本契約または本製品の取引に関し知り得た相手方の技術上、営業上の秘密を第三者に漏洩してはならず、これに反して第三者に秘密が漏洩し相手方が損害を蒙ったときは、相手方に対し、その損害を賠償しなければならない。ただし、公知の事実または事前に相手方の書面による同意を得たものに関しては、この限りでない。

第13条（契約解除）

甲または乙が本契約の定めに違反して相手方に損害を与えたときは、相手方は、何等の通知催告を要せず直ちに本契約を解除し、またその損害の賠償を請求することができる。

第14条（有効期間）

- ① 本契約の有効期間は、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までとする。ただし、期間満了2ヶ月前までに甲乙いずれからも別段の申出がない場合は、さらに1年間延長するものとし、以後も同様とする。
- ② 前条または前項に基づき、本契約が解除され、または終結した場合といえども、第7条第3項、第9条、第11条および第12条の規定は効力を有するものとする。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項または解釈に疑義の生じた事項については、甲乙協議のうえ解決するものとする。

以上本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名捺印のうえ各1通を保有する。

平成〇年〇月〇日

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

甲 〇〇株式会社

代表取締役 〇〇 〇〇 ㊟

東京都〇〇区〇〇町〇丁目〇番〇号

乙 △△株式会社

代表取締役 △△ △△ ㊟